

## 一般会計等財務書類における注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

該当事項はありません。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの

該当事項はありません。

#### (2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 5 年～38 年

工作物 10 年～30 年

物品 4 年

#### (3) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (4) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円(美術品は 300 万円)以上の場合に資産として計上しています。

### 2. 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

### 3. 重要な後発事象

該当事項はありません。

### 4. 偶発債務

該当事項はありません。

### 5. 追加情報

#### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

##### ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

##### ② 地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

##### ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

##### ④ 一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 4,645,877 千円

#### (2) 貸借対照表に係る事項

該当事項はありません。

#### (3) 行政コスト計算書に係る事項

該当事項はありません。

#### (4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

##### ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

##### ② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

#### (5) 資金収支計算書に係る事項

##### ① 基礎的財政収支 107,278 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	106,962 千円	
投資活動収入の国県等補助金収入	-千円	
未収債権額の増加(減少)	-千円	
未払債務額の増加(減少)	-千円	
その他流動資産の増加(減少)	-千円	
その他流動負債の増加(減少)	-千円	
減価償却費	251,294 千円	
賞与等引当金繰入額(増減額)	-千円	
退職手当引当金繰入額(増減額)	-千円	
徴収不能引当金繰入額(増減額)	-千円	
資産除売却益(損)	-千円	
純資産変動計算書の本年度差額		-144,332 千円

以上